

函館市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に実践的な就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生または生徒（以下「学生等」という。）で、函館市在住、函館市出身または函館市職員採用試験を受験希望する者とする。

(実習生の受入手続および決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）および該当する学生等のインターンシップ実習生調書（様式第2号）を函館市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 市長は、受入先の所属長と協議したうえで受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間および実習時間)

第5条 実習期間は、原則として2週間以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 実習生が実習を行う時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 市は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書（様式第4号）を事前に市長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(協定書の締結)

第8条 市長および大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定書（様式第5号）を作成し、各1通保有するものとする。

(服務等)

第9条 実習生は、大学等の学生の身分を保有し、市は実習生に対して、市の職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等ならびに受入部局の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導者」という。）の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、市の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡するものとする。

（守秘義務）

第10条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

（指導者、実習計画書）

第11条 実習生を受け入れる所属の所属長は、指導を担当する指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等をインターンシップ実習計画書に定めるものとする。

3 指導者は、大学等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

（1） 実習生が第9条または第10条の規定による服務、義務に従わないとき。

（2） 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるとき。

（3） 実習の目的を達成することが困難であると認められるときその他実習を継続することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第13条 大学等の代表者および実習生は、実習中の事故に備え、損害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意または過失により市に損害を与えたときは、大学等の代表者および実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者および実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。